準ずる事業の取扱いについて」（昭和 49 年 9 月 1 日付け建設省住整発第 91 号）に基づき建設または購入された住宅及び改良住宅等管理要領（昭和 54 年 5 月 11 日付け建設省住整発第 25 号）第 2 第 16 号に規定する更新住宅（以下「旧法公営住宅等」という。）並びに特定借上・買取賃貸住宅制度要綱（平成 7 年 4 月 1 日付け建設省住備発第 10 号）に規定する特定借上・買取賃貸住宅（以下「特定住宅」という。）及び特定目的借上公共賃貸住宅制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住建発第 50 号。以下「特目要綱」という。）に基づく特定目的借上公共賃貸住宅（以下「特目住宅」という。）のそれぞれについて次の算式によつて算定した額の合算額

算式

$(a - b) \times 12 \times 1.022 \times \alpha$

（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

a　新法公営住宅にあつては、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 3 条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、旧法公営住宅等にあつては、旧公営住宅法第 12 条第 1 項（住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は改良住宅等管理要領（昭和 54 年 5 月 11 日付建設省住整発第 6 号）第 4 第 1 項の規定に基づき算出する月割額として国土交通大臣が調査した額、特定住宅にあつては、公営住宅法施行令第 3 条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、特目住宅にあつては、家賃（特目要綱第 17 第 1 項ただし書に規定する特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号。以下「特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則」という。）第 20 条の規定に準じて算定した額（以下「限度額家賃」という。）又は特目要綱第 17 第 1 項ただし書に規